

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により、鴻巣市から鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司